認定基準・添付書類

認定基準		確認対象書類(添付書類)		
1 管理組合の運営				
(1)	管理者等が定められていること	・管理者等を選任することを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定める ところにより管理者が選任されたことを証する書類(理事会の議事録 の写し等)		
(2)	監事が選任されていること	・監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定める ところにより監事が置かれたことを証する書類(理事会の議事録の写 し等)		
(3)	集会が年1回以上開催されてい ること	・認定申請日の直近に開催された集会(総会)の議事録の写し 【必要に応じて提出が必要となる書類】 ・年1回集会を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認でき る書類		
2 管理規	見約			
(1)	管理規約が作成されていること	・管理規約の写し		
(2)	マンションの適切な管理のため、 管理規約において災害等の緊急時 や管理上必要なときの専有部の立 ち入り、修繕等の履歴情報の管理 等について定められていること	・管理規約の写し		
(3)	マンションの管理状況に係る情報 取得の円滑化のため、管理規約に おいて、管理組合の財務・管理に関 する情報の書面の交付(又は電磁 的方法による提供)について定め られていること	・管理規約の写し		
3 管理網	組合の経理			
(1)	管理費及び修繕積立金等について明 確に区分して経理が行われているこ と	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における 集会において決議された収支予算書		
(2)	修繕積立金会計から他の会計への充 当がされていないこと	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における 集会において決議された収支予算書		

		・当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金
(3)	直前の事業年度の終了の日時点にお ける修繕積立金の3ヶ月以上の滞納	の額を確認することができる書類
		・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議さ
		れた管理組合の貸借対照表及び収支計算書
	額が全体の1割以内であること	※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における
		集会において決議された収支予算書
4 長期修	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様	・長期修繕計画の写し
(1)	式」に準拠し作成され、長期修繕計画	・当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し
	の内容及びこれに基づき算定された	※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定める
	修繕積立金額について集会にて決議	ところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する
	されていること	書類
(2)	長期修繕計画の作成又は見直しが7	・長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し
	年以内に行われていること	
	長期修繕計画の実効性を確保するた	. 巨田板送斗両の欠1
	め、計画期間が30年以上で、かつ、	・長期修繕計画の写し 【必要に応じて提出が必要となる書類】
(3)	残存期間内に大規模修繕工事が2回	・マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その
	以上含まれるように設定されている	実施時期が議決された総会の議事録の写し等
	こと	大旭时朔が酸伏された秘云の戦事級の子し守
(4)	長期修繕計画において将来の一時的	
	な修繕積立金の徴収を予定していな	・長期修繕計画の写し
	いこと	
	長期修繕計画の計画期間全体での修	・長期修繕計画の写し
(5)	繕積立金の総額から算定された修繕	【必要に応じて提出が必要となる書類】
	積立金の平均額が著しく低額でない	・修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家
	こと	による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書
	長期修繕計画の計画期間の最終年度	
(6)	において、借入金の残高のない長期修	・長期修繕計画の写し
	繕計画となっていること	
5 その他	<u>k</u>	
	管理組合がマンションの区分所有者	・組合員名簿(区分所有者名簿)及び居住者名簿を備えるとともに、年1 回以上更新していることを確認することができる書類(これらの名簿を 備えるとともに、年1回以上更新していることに関する表明保証書等)
	等への平常時における連絡に加え、災	
(1)	害等の緊急時に迅速な対応を行うた	
	め、組合員名簿、居住者名簿を備えて	
	いるとともに、1年に1回以上は内容	
	の確認を行っていること	
(2)	新居浜市マンション管理適正化指針に既	Дらして適切なものであること ^(※1)
—		

※1 5の(2)の基準について、新居浜市マンション管理適正化指針では、国の基準以外の独自基準を設けていないことから、 1の(1)から5の(1)までの16項目に適合する場合、5の(2)の基準に対しても適合することとなります。